２　前項の「第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッド」は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　トップバケット資産（保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産にあっては、為替リスクが完全にヘッジされているものに限る。）のリスク修正控除後スプレッド（ある資産の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対するスプレッドから、当該資産に係る信用リスクに相当する値を控除したものをいう。以下この目において同じ。）を算出する。ただし、投資不適格（格付区分が４より下位又は債務不履行状態であるものをいう。第二十六条第三項第一号及び第九十八条第二項において同じ。）又は無格付のトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドは、保有する同一の通貨及び年限の格付区分４のトップバケット資産におけるリスク修正控除後スプレッドを上限とし、該当するトップバケット資産を保有しない場合には、第二十六条に規定するミドルバケットにおける同一の通貨及び年限区分の格付区分４に対応する資産に対応するリスク修正控除後スプレッドを用いるものとする。

二　前号に規定するトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドを、トップバケット資産のエクスポージャーで加重平均して得られる値とする。

３　前項第一号の計算において、トップバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、リスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとする。

（トップバケットの割引率）

第二十五条　トップバケットの割引率は、第十六条第一項の規定にかかわらず、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに前条に規定するトップバケットの調整後スプレッドを全ての年限に一律加算したものによるものとする。

（ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算）

第二十六条　第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオの加重平均調整後スプレッドは、当該保険契約ポートフォリオごとに次の算式により得られた値とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\omega_{\text{国債}} \times \text{Spread}_{\text{国債}}$$

$$+\omega_{\text{格付区分1}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分1}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分1}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分2}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分2}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分2}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分3}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分3}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分3}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分4}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分4}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分4}} \right)$$

$\omega_{\text{国債}}$は、国債等のウエイト

年限区分は、次の表に掲げる満期までの残存期間の区分に応じた年限の区分

	三年未満	三年以上 五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上
年限区分	1	2	3	4	5	6

$\omega_{\text{格付区分i}}$は、格付区分iに対応する資産のウエイト

$\omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$は、格付区分iにおける年限区分jに対応する資産のウエイト

$\text{Spread}_{\text{国債}}$は、国債等に対応するリスク修正控除後スプレッド（第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブが金利スワップの金利に基づく通貨の場合において、金利スワップの金利と国債金利との差額の過去平均に30％を乗じた値に基づく値をいう。）

$\text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$は、年限区分jに含まれる格付区分iに対応する仮想的な資産に対応するリスク修正控除後スプレッド

一　$\omega_{\text{国債}}$　第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオに係る特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条及び次条において「ミドルバケット資産」という。）について、当該資産に属する国債等の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

二　$\omega_{\text{格付区分i}}$　格付区分iに対応するミドルバケット資産（国債等を除く。）の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

三　$\omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$　格付区分iに対応するミドルバケット資産について、年限区分jに対応する当該資産（国債等を除く。）の時価の合計額を、格付区分iに対応するミドルバケット資産の時価の合計額